

8. 福祉のまちづくり方針

少子・高齢化社会が進むなかで、高齢者や障がい者等、誰もが安心安全で、快適に過ごせるまちづくりをめざします。

(1) 安全な歩行空間の確保

高齢者や障がい者をはじめ、車いすやベビーカー利用者等、誰もが安心して通行できる歩行空間の確保に努め、歩道の幅員、段差、勾配の改善等のユニバーサルデザインを取り入れるとともに、交通事故防止に向けた整備を推進します。また、電気や通信施設の地中化等も検討します。

(2) 公共公益施設の改善

多数の市民が利用する公共公益施設や公園の出入口、駐車場、通路、トイレ等は、車いす使用可能なスペースの確保、段差解消、手すりの設置等、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れた施設への改善、整備を推進します。

(3) 住宅の改善

一般の住宅では、高齢者や障がい者が安心して暮らせるように、住宅のバリアフリー化の意識を広めるとともに、住宅改善支援の周知を図ります。また、市営住宅は、計画的に整備、改修を図るとともに、安全な住宅づくりを推進します。

(4) ボランティア活動の推進

高齢者や障がい者等の生活を支えるために、市民一人ひとりが地域と一体となり、支え合い協力することで、地域のコミュニティやボランティア活動等の支援を通じ、地域福祉の育成を推進します。

(5) 子育て支援環境づくり

若い世代の居住を促進するため、保育施設の充実等、子育てのしやすい環境の整備を推進します。また、地域で互いに支えあう子育て環境や、気軽に相談、交流、情報交換ができる拠点づくりを推進します。